



BIPM (国際度量衡局)



OIML (国際法定計量機関)



ILAC (国際試験所認定協力機構)

2006年1月3日

**計量に関する様々な国際取り決めの貿易，法制及び標準化との関連性に関する
BIPM，OIML及びILACの共同声明並びに宣言 (仮訳)**

BIPM 局長

Prof. Andrew Wallard

Andrew Wallard
COPY

OIML 事務局長

M Jean-François Magaña

JF Magaña
COPY

ILAC 事務局長

M Alan Squirrell

Alan Squirrell
COPY

1. 要旨

国際度量衡局(BIPM)、国際法定計量機関(OIML)及び国際試験所認定協力機構(ILAC)は、世界規模の計量制度を促進するため相互に密接な業務協力を行っている。

この共同声明では、この三つの組織の使命と、相補的かつ相互支援的なその業務について述べる。また、工業、商業及び世界貿易のための統一された世界規模での計量制度を下支えする相互承認取り決めの重要性についても焦点を当てる。この声明は、特に各国政府やその他の関係当局に対し、可能ならいつでも適切な取り決めに承認し、それを活用することに自らも努めることを促す。

2. はじめに

2.1 貿易は、先進国だけでなく発展途上国の経済成長を刺激する。計量は、取引相手同士の間の信頼の醸成と、仕様書や法的要求事項への商品の適合の実証において必須の役割を果たす。このプロセスでは、異なる国々において比較可能な又は同等の計量を行うことが必要となる。輸出国で行われた計量が、輸入国の監督機関や他の貿易関連当局によって受け入れられないことがあれば、これは貿易の技術的障壁に発展しかねない。

2.2 この文書で名称を挙げているすべての組織は、例えば、工業、環境、医療、食品などの部門で使用されている計量の相互受入れの促進を目指した様々な形態の相互承認取り決めに関わっている。

2.3 国際度量衡局(BIPM)は政府間組織であり、世界貿易の90%¹超を占める70カ国以上の政府が資金を出し合っている。BIPMは、最高レベルで広く合意された計量標準(国際単位系、SI)とこれらの標準への測定のトレーサビリティに関連する科学的な業務を引き受けている。この活動は、一般に計量学(測定の科学)として知られるものの一部である。BIPMは、1875年に締結された外交条約であるメートル条約の枠内で運営されており、全世界の国家計量研究所(NMI)と協力して作業を行っている。これらのNMIは、各国の国家レベルで最高度の計量標準を維持しており、校正サービス業務を通じて、科学、工業、商業及び公共部門における下位レベルの国内ユーザーへの普及を図っている。BIPMは、すべての調印国がそれぞれの国家計量標準と校正及び計量証明書を互いに承認し合うことに同意した相互承認取り決め(CIPM MRAとして知られる)を確立している。CIPM MRAは、国家レベルや国際レベルにおいて、最高度の国家計量標準の間に相違があればそれを明らかにして、BIPMが保守管理しているデータベースに確実に記録されるようにしている。このデータベースへは自由にアクセスできる(kcdb.bipm.org)。

2.4 国際法定計量機関(OIML)は、1955年に調印された国際条約に基づく政府間組織である。その主たる責務は、法定計量における相互情報、法定計量規則の整合化、この分野での相互信頼と承認の拡大、さらには、特に発展途上国における法定計量の発展に対する支援にまで及んでいる。

¹ 資料、KPMG consulting, 2001。報告書の本文については、www.bipm.org 参照。

OIML 勧告(技術規則モデル)や文書又は手引(参考文書)は、WTO TBT 協定で定義されているところの国際標準であり、多くの工業や他の部門における最良の実施標準である。これらは、SI 計量標準へのトレーサビリティへの証拠を要求している。

OIML は、OIML 勧告に関連して計量器のための任意の適合証明書制度を定めており、また相互受入取り決め(MAA)を実施していて、その枠内で様々な種類の計量器に関する相互信頼宣言(DoMC)が調印されることになる。DoMC の調印者がこの証明書制度の枠内で発行する試験結果は、OIML 勧告への適合を実証するものとなり、他の調印者によって受け入れられて、利用されることになる。

さらに、OIML は、小売り前包装品の内容物の査定とバルク計量の結果に対して、さらなる受け入れ及び/又は承認制度を検討しており、国際貿易の促進に努めている。

2.5 国際試験所認定協力機構(ILAC)は、国内レベルで認知された認定機関による国際的な連合体であり、認定を受けた世界中のおよそ 25,000 の校正・試験所にサービスを提供している認定機関の業務を適切に調和することに広く関わっている。認定を受けた試験所は、商業部門や公共部門で活動しており、またその多くは、最高度の計量精度は必要としていないが、技術的能力と SI へのトレーサビリティの証拠が求められている。58 の経済組織の ILAC 正会員と準会員は、ISO/IEC 17025 や、又は臨床試験所に関する ISO 15189 のような特定の分野で国際的に受け入れられている類似の規格書の一般要求事項に従って、これらの試験所や他の組織の能力を評価、認定している。この認定部門で実施された試験及び計量の受入れを国際的に促進するため、ILAC 相互承認取り決めの調印者である会員は、各調印者によって認定された試験所が作成した試験及び計量証明書を同等のものとして受け入れる。

2.6 この三つの機関の業務は相補的なものである。一国の計量学のインフラは、校正とその他のサービスを通じて SI へのトレーサビリティを維持、普及させている国家計量研究所によって成り立っている。そこでは認定を受けた校正試験所とその他の校正試験所の国内ネットワークが、国内のトレーサビリティの枠組みを運用して別の計量と校正を行い、その結果、SI トレーサビリティの実証ができることになる。国家法定計量制度/インフラは、これと法的インフラとを活用して、法的要求事項への適合を実証する。ILAC 調印者(すなわち、ILAC 正会員)の認定機関は、例えば ISO/IEC 17025 のような適切な規格書を用いて、試験所の技術的能力と管理能力を評価する。

このように、計量、認定及び法定計量は三つの主要な要素であり、合意された規格書に関連する計量の国内的及び国際的な一貫性と、世界貿易機関の要求事項への適合のための必須のインフラとして、多くの国際機関や政府間機関による承認が漸増している。

BIPM、ILAC 及び OIML は、規格書や規範文献に関する国際的活動に深く関わっていて、また国家標準化機関を会員としている国際標準化機構(ISO)及び国際電気標準会議(IEC)とも密接に協力し合っている。

2.7 この三つの機関のすべては、工業、商業、科学及び貿易又は法規制の分野における組織が最終的に使用することについて共通の利害を有しており、またその責任も負っている。要約すれば、世界計量制度(WMS)とは、突き詰めると次のものの組合せである：

- ・ SI へのトレーサビリティのあることが明白に実証できて、NMI レベルでその実現と維持がなされていて、さらに CIPM MRA を通じて妥当性の確認がなされている相互比較のできる国家規格。
- ・ ユーザーにとって適切なレベルの精度での計量が国家規格へのトレーサビリティをもっている、効果的な国内トレーサビリティと計量の制度。これは通常、ISO/IEC 17025 又は標準物質の製造に関する ISO ガイド 34 などの他の適切な文書に従って、ILAC 取り決めの調印者である国内的に認められた認定機関(NAB)による認定を受けた、技術的能力を有する校正及び試験所のネットワークを通じる。
- ・ 法定計量に国家レベルで責任をもつ組織を通じた、国内法定計量試験所に対して、適切な ISO 規格に従って試験所として認定されることを求めている同様の取り決め。
- ・ 国際的に承認された仕様書、規格書及び法的要求事項。

3. この宣言の基礎

3.1 第 22 回会議において、度量衡総会(CGPM)はこの文書に添付の決議を投票に付し、また BIPM の業務に責任をもつ国際度量衡委員会(CIPM)に次のとおり要請した。

“ 貿易、商業及び法規制の問題における CIPM MRA の重要性と適用に関する宣言書を作成し、CIPM MRA の原則は適宜、政府間取り決めに含まれるべきであるという旨の勧告と併せて、メートル条約への加盟各国政府の注意を喚起する。 ”

また、CGPM 決議は、CIPM MRA を源泉とする広範な経済的及びその他の利益に言及し、その促進を政府に求めている。

3.2 2004 年 10 月の会議で、CIPM は、CGPM 決議に関連のある ILAC と OIML の活動について指摘している。そこで CIPM は、BIPM に対し、政府や貿易機関又は関連機関による三つの相互承認取り決めのすべてを使用することの重要性に関する宣言の作成において、ILAC 及び OIML と協力するように求めた。この文書及び関連宣言書は、この協力の賜物である。

3.3 次ページの宣言において、三つの組織は、各国政府、監督機関、地域及び国際貿易又は経済グループ並びにその他の機関に対し、可能ならいつでも、適切な取り決めに活用することに自らが最大限の努力を投じることを求める。ユーザーの視点に立ったとき、このようなコミットメントのもつ主たる利益は、この制度の枠内で行われたすべての計量は、その技術的資格や能力が適切な技術的に同等の機関によって国内的、地域的及び国際的に審査されている機関が行っているという保証である。その結果、取り決めの調印者は、これらの計量を十分な信頼をもって受け入れることができる。これよりも高い技術的権威は存在しない。調印者の機関が行った計量を使用する組織は、その精度並びに非常に広い範囲の応用分野における科学及び工学の基本的単位へのトレーサビリティをもつことができ、さらに該当する規格書や適用法令並びに法規則にある計量の要求事項を満たすことについて、完全な確信をもつことができる。

4. 宣言

第 22 回国際度量衡総会(CGPM)の第 6 号決議に従い、国際度量衡委員会(CIPM)、国際法定計量機関(OIML)及び国際試験所認定協力機構(ILAC)は、

各国政府に対し、国内及び国際レベルにおける法律、法規制又は人間の幸福の追求に沿うものである証拠としての計量が求められるときはいつでも、CIPM MRA、OIML MAA 及び ILAC 取り決めの調印者である組織を支持し、かつ同組織を活用・委任する旨の誓約を宣言するよう求める。

これら三つの機関はさらに、

標準化組織、取締機関及び貿易機関に対し、この文書に記述のある取り決めの存在と価値に注視して、その業務においてこの取り決めに留意し、促進し、活用する方法と手段を開発するために三つ組織と協力することを求める。

附属書 1

第 22 回度量衡総会(2003 年 10 月)の議事録から抜粋

第 6 号決議

CIPM 相互承認取り決めの重要性について

第 22 回総会は、

次の事項を勧告し、

- ・ 規制当局及び立法当局による CIPM 相互承認取り決め(CIPM MRA)の採択の後に期待される、貿易の非関税障壁におけるコストの低減を含む社会的及び経済的に明白な影響
- ・ 取引相手同士の間相互信頼を醸成できる CIPM MRA の効果
- ・ すでに確立されている一部の規制機関、貿易組織及び国家当局との利害関係
- ・ 欧州連合/米国貿易協定の促進などにおける CIPM MRA の活用
- ・ CIPM MRA の信頼性が、堅固な技術的基盤、すなわち品質を保証するための重要な比較、品質システム及びその他の手段に立脚していること
- ・ CIPM MRA が、各国の主務当局の承認を得て調印されていること

各機関から示された関心を歓迎し、

次のことを求め、

- ・ 国家計量協会(NMI)及び指定研究所によるだけでなく、調印者の NMI と指定研究所が具体化した規格を通じて国際単位系へのトレーサビリティを実証することができる、認定試験所による校正及び計量証明書を受け入れる枠組みの中で、すべての加盟国が、国家規制機関、認定機関及び標準化機関を通じて CIPM MRA を推進する
- ・ 国際度量衡委員会は、貿易、商業及び法規制の問題における CIPM MRA の重要性と適用に関する宣言書を作成し、CIPM MRA の原則は適宜、政府間取り決めに含めるべきであるという旨の勧告を伴わせて、メートル条約への加盟各国政府の注意を喚起する

国際度量衡委員会に対して、メートル条約の加盟国及び総会の準加盟国の計量インフラの一画を占める、NMI 及び指定研究所を代表する CIPM MRA の調印者の数を増すために、可能なすべての措置を講じることを強く求める。

(2006-2, IAJapan 訳)